



令和6年
8月から

後期高齢者医療 被保険者証(保険証)が 新しくなります

新しい保険証は、7月中にお住まいの市役所・町村役場から
郵送等により交付します。

有効期限令和6年7月31日
までの被保険者証をお使い
ください

令和6年
8月1日

有効期限令和7年7月31日
までの被保険者証をお使い
ください

令和6年
12月2日

令和6年12月2日以降、
これまでの被保険者証は
使えるの？

後期高齢者医療被保険者証		オレンジ
有効期限	令和6年 7月 31日	
交付年月日	令和 年 月 日	
被保険者番号		
住所	福島市広城一丁目〇〇番地	
氏名	太郎	
資格取得年月日	見本	
発効期日		
一部負担金の割合		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	福島県後期高齢者医療広域連合	

更新後

後期高齢者医療被保険者証		ピンク
有効期限	令和7年 7月 31日	
交付年月日	令和 年 月 日	
被保険者番号		
住所	福島市広城一丁目〇〇番地	
氏名	太郎	男
資格取得年月日	見本	
発効期日		
一部負担金の割合		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	福島県後期高齢者医療広域連合	

令和6年12月1日までに交付されている
保険証は、引き続き令和7年7月31日
まで利用できます。

後期高齢者医療被保険者証		ピンク
有効期限	令和7年 7月 31日	
交付年月日	令和 年 月 日	
被保険者番号		
住所	福島市広城一丁目〇〇番地	
氏名	太郎	男
資格取得年月日	見本	
発効期日		
一部負担金の割合		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	福島県後期高齢者医療広域連合	

制度の対象となる方

- 75歳以上の方
- 65歳以上で一定の障がいがある方(申請して広域連合の認定を受けた方)

窓口負担割合について

令和5年中の所得に応じて
1割・2割・3割

令和6年12月2日以降に新たに被
保険者になる方へは、「資格情報
のお知らせ」または「資格確認書」を
交付します。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！



1 マイナンバーカードを
カードリーダーに置く
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの
医療保険資格を確認！
マイナンバーカードのICチップにある
電子証明書により医療保険の資格を
オンラインで確認します。

利用申込はカンタン！



ここをクリック！

(*)子育てや介護をはじめとする
行政手続の検索やオンライ
ン申請がワンストップで
できたり、行政からのお知
らせを受け取ることができ
る自分専用のサイトです。

マイナンバーカードを健康保険証
として利用するためには、申込が
必要です。利用の申込は、マイナ
ポータル*やセブン銀行のATM、
医療機関・薬局の顔認証付きカー
ドリーダーでできます。



お問い合わせ先

お住まいの市町村の
後期高齢者医療制度担当窓口

または



福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島市中町 8-2 福島県自治会館 2 階

TEL 024-563-3310

ホームページ <https://www.fukushima-kouiki.jp/>

